

【生徒心得（守るべきこと）】

校訓である「明朗・積極・不断に努力」を礎に、いつも明るく希望を持って積極的に自己の運命を切り開いていく人間を目指すために、次のことを基本的な生活に関する指針として掲げる。

1 欠席・遅刻・早退・その他

- (1) 欠席，遅刻，早退，欠課は，事前に，HR担任に届け出る。
- (2) 放課時限以前に校地外に出る時は，HR担任に届け出る。

2 社会的生活

- (1) 飲酒，喫煙，暴力行為など反社会的な行為は厳禁とする。
- (2) 選挙運動及び政治的活動については，関係する法律を遵守するとともに本校生徒としての自覚を持って行うこと。

3 交通安全

- (1) 事故にあった場合は，すみやかにHR担任に届け出る。
- (2) バイクによる通学は禁止する。
- (3) 自転車通学をする場合は，学校で定めた登録番号（ステッカー）をつける。登校後は必ず施錠し，所定の場所に整理しておく。

4 旅行等

保護者の許可のない旅行，外泊はしない。

5 アルバイト

- (1) やむを得ずアルバイトをする場合は，保護者の承認のもとに届け出る。
- (2) アルバイトによって，学業そのほか学校生活に支障をきたしてはならない。
- (3) アルコール類を提供する店舗でのアルバイトは禁止とする。

6 校舎・校具の使用

- (1) 校舎・校具の使用，取り扱いにおいて破損等のあった時は，ただちに管理責任者またはHR担任に届け出る。
- (2) 校舎・校具を授業時間以外に使用する時は，係職員またはHR担任の許可を受けるとともに，使用後の後始末をきちんとする。
- (3) 校舎内での火気の使用は禁止する。

7 所持品について

- (1) 化粧品・ドライヤー・ゲーム機など学校に不要なものは持ちこまない。
- (2) 携帯電話，スマートフォン等の持ち込みは許可するが，登校後電源を切りロッカーへ保管すること。教室への持ち込みは禁止する。

8 考査

- (1) 考査を受けるに当っては，決して不正な行為をしてはならない。受験中の

携帯電話、スマートフォンなどの所持は、不正行為（カンニング）とみなす。

- (2) 考査時には用具の貸借はしない。
- (3) 答案を書き終っても所定の考査時間中は退室してはいけない。

【服装規程】

- 1 服装、頭髪は、すべて清潔を旨とし、端正に着用して、生徒らしい品位を保つよう心がける。
- 2 通学の際は制服とする。病気その他やむを得ない事情で制服を着用することのできない時は、異装願をHR担任に提出して許可を受けなければならない。
- 3 服装の基準は次のとおりとする。

〈男子服装基準〉

制服冬服

- 1 学校指定のブレザー・スラックス・シャツ・ネクタイを着用する。
- 2 指定のニットベスト・カーディガンを着用してもよい。

制服夏服

- 1 学校指定のスラックス・シャツを着用する。
- 2 指定のニットベストを着用してもよい。
- 3 着用時期については、その都度指示する。

〈女子服装基準〉

制服冬服

- 1 学校指定のブレザー・スカート（スラックス）・シャツ・リボン（スラックス着用時はネクタイでも可）を着用する。
- 2 指定のニットベスト・カーディガンを着用してもよい。

制服夏服

- 1 学校指定のスカート（スラックス）・シャツを着用する。
- 2 指定のニットベストを着用してもよい。
- 3 着用時期については、その都度指示する。

(1) 履物

通学用の靴。上履用・屋外体育用靴は指定の運動靴に限る。（外履と通学用を区別する。）

(2) 頭髪

高校生らしく清楚に整える。パーマ・染毛，その他で特別に形をつけたり，派手な飾りものをつけたりしない。

(3) その他

ソックスは制服に似合う落ち着いた色調を選び、大柄・原色は着用しない。ストッキング・タイツを着用する場合は肌色、こげ茶、黒色とする。

〈 注意事項 〉

- 1 変型制服は禁止
- 2 女子のスカートの長さはひざにかかる程度の長さ
- 3 ピアス・ネックレス・指輪などの装飾品は、登下校中を含め禁止
- 4 サンドルなどでの通学は禁止
- 5 靴のつぶし履きはしない